

岡山県高等学校英語教育研究協議会規約

第1章 総 則

第1条 本会は岡山県高等学校英語教育研究協議会と称する。

第2条 本会は岡山県高等学校教育研究会英語部会の活動を補助し、本県高等学校英語教育の振興発展を図ることをもって目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 研究会の開催及び英語教育に関する調査研究
- 2 各種英語教育関係機関との連携
- 3 研究成果の刊行
- 4 その他英語教育振興に関する事項

第2章 会 員

第4条 本会は岡山県高等学校教育研究会英語部会会員をもって組織する。

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
理 事	若干名
常任幹事	4名
監 事	2名
幹 事	各支部及び各部門 若干名

第6条 役員を選出は次の方法による。

- 1 会長は理事会・幹事会において選出し、総会で承認を得るものとする。
- 2 理事は支部長、委員長及び会長が委嘱するものをあてる。
- 3 常任幹事は事務局長及び事務局員をもってあてる。
- 4 幹事は各支部及び各部門において選出し、会長がこれを委嘱する。
- 5 会長及び幹事を除く役員は理事会の意見を聞き会長がこれを委嘱する。

第7条 役員任期は2年とするが重任を妨げない。補欠によって役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときにはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会に出席し会務を処理する。
- 4 常任幹事は会長の監督のもとに庶務・会計を処理する。

5 幹事は幹事会に出席し、会務を審議する。

6 監事は会計を監査する。

第9条 必要に応じて本会に顧問をおくことができる。顧問は会長の要請によって本会の運営に関する助言を行う。

第4章 機 関

第10条 本会に次の機関を置く。

1 総会全会員をもって構成する。

2 理事会会長、副会長、理事、部門長、常任幹事、及び会長が認めるものをもって構成する。

3 幹事会会長、幹事及びその他の役員をもって構成する。

第11条 機関の任務は次のとおりとする。

1 総会は年1回以上開催し、部会長・予算・決算を承認するとともに本会の目的を達成するための重要事項を審議する。

2 理事会・幹事会は会長を選出するとともに、予算・決算その他重要事項を審議する。

3 幹事会は会長がこれを招集し会務を審議する。また支部活動の連絡調整を行うとともに、研究課題を討議するなど本会活動の活性化に努める。

4 やむを得ない場合は理事会をもって、総会にかえることができる。ただし、この場合は次の総会で報告する。

第5章 委 員 会

第12条 本会に委員会を設け事業遂行に必要な業務を行う。

委員会及び委員活動に関することは別に定める。

第6章 支部及び部門

第13条 本会に支部及び部門を置き、それぞれの実態に応じた活動を行う。

その活動に関する事項は別に定める。

第7章 会 計

第14条 本会の経費は事業収入及びその他の収入をもってあてる。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則：1 本会の運営に関して必要な事項は会長がこれを定める。

2 本規約は昭和62年4月1日より施行する。